

令和3年度事業計画

第1 概況

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大により日本の景気は大きく落ち込みました。

このような中、岐阜県の自動車販売は、登録車、軽自動車とも対前年比で減少しており、販売総台数では2年連続で減少しました。

運輸業界、整備業界においてもその影響は計り知れず、懸命な事業活動を余儀なくされました。

当自動車会議所においては、主要事業である自動車登録番号標交付、車両番号標頒布事業が自動車販売の低迷を受け両事業とも減収となり、その他の事業においても自賠責保険業務を除き減収となりました。

重点事業としました図柄ナンバー「東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレート」（以下「オリパラナンバー」という）の交付（頒布）は、減少しているものの収益に大きく貢献しています。

公益事業においては、交通事故防止、環境対策、その他事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響から通常の活動を制限され、規模を縮小するなどの対策を講じながら実施しました。

令和3年度の展望について、自動車販売市場は昨年10月からの回復状況、税制の軽減措置延長などから市場の活性化が期待される所です。

運輸業界では、新型コロナ感染症の状況により不安はありますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ競技大会」という）の開催や政府の施策の効果に期待したい所です。

整備事業では、法定需要に支えられ堅調に推移する一方、OBD検査、特定整備への対応などが求められます。

当自動車会議所の収益事業は、自動車登録番号標交付と車両番号標頒布に支えられていることから、11月に終了するオリパラナンバーと希望番号の選択率向上のため、広報活動に注力し収益確保に努めます。

交通安全、環境対策等公益事業は、行政や関係団体と連携し自動車会議所としての役割を達成してまいります。

その他の事業についてもOSSの進展に注視し、事業の効率化と経費削減により事業を進めます。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

平成29年から実施されているオリパラナンバーの交付（頒布）は、オリパラ競技大会の開催延期に伴い1年間の延長となりました。交付実績は、全般的に伸び悩んでいるものの軽自動車の白ナンバー人気は衰えておらず、前年度並みの実績を見込んでいます。今後、交付終了間際の駆け込み需要に期待するとともに、引き続き積極的な広報に努め、交付終了となる11月まで適正な交付に努めます。また、今後予定されている新たな全国版図柄入りナンバープレートや大阪・関西万博の開催に向けた記念自動車ナンバーの交付に向けて、適切な諸準備に努めます。

2 公益事業の充実

(1) 着実な交通安全、環境対策の実施

令和2年の交通事故死者は43人で、前年対比マイナス41人で、現行の統計制度開始の昭和23年以降最少となり、事故発生件数や負傷者数も減少するなど、交通事故の発生自体が大きく減少しました。この現状を平素からの地道な活動の成果と捉え、コロナ禍での岐阜県自動車交通事故防止大会の継続開催の模索や各季の交通安全運動への積極的な参加と併せて、ラッピングバスによる交通安全・交通環境対策の啓発、岐阜市を始めとする関係市町村の各種施策への協力等、積極的な取り組みと見直しを含めた新たな施策の検討と実践により、着実に交通安全及び環境対策を進めます。

(2) 特定事業の継続した取り組みの強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響による実績を踏まえて、以下の取組みを実践します。

○ 自転車事故防止対策

平成 29 年度から自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や夜間の無灯火による危険走行の排除を啓発するなど、自転車による交通事故防止対策を推進するとともに、多額の賠償に備えた自転車保険への加入促進に向けた啓発活動を実施してきました。令和 3 年度も、引き続き過去の実績を踏まえ、更なる対策への取り組み強化を図ります。

○ あおり運転防止対策

昨年、「妨害運転罪」が施行されあおり運転にかかる道路交通法規の罰則強化がなされたものの、依然として全国各地であおり運転による危険な運転や交通事故が報道される状況にあり、あおり運転の態様や危険・悪質性、被害対処措置などの交通ルールやマナーを広く広報、啓発することで、あおり運転による交通の危険を排除する対策を実施してきました。令和 3 年度も引き続き、各種イベントや関係団体と連携して対策の強化を図ります。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

県内における横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が高率を占めています。また、J A F が実施した最新の全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等がいたにも関わらず一時停止することなく通過する車両が全国ワースト 22 位という悪い状況にあります。歩行者等の道路横断中の交通事故に着目し、一昨年から「横断歩道は歩行者が最優先」をスローガンに交通法規を遵守した安全運転を励行する対策を実施してきました。令和 3 年度も、引き続き横断歩行者に対する交通事故防止対策を強化します。

○ 労働力確保の対策強化

令和 2 年度は、11 月「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」に参画するなど、自動車関係業界の慢性的な人員不足解消のために関係団体の施策、活動に支援、協力してきました。

令和3年度も引き続き、関係団体と共働してその実態を把握して勉強会の開催など、コロナ禍の中でも実施できる施策を勘案し、積極的かつ実効力ある活動を推進します。

(3) 自動車諸税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税環境性能割課税等の審査収納業務は、軽減措置延長などにより複雑かつ多岐になっていることから、窓口業務への適切な対応と来所者に対するサービスの向上に努めます。

第3 一般事業

1 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めつつ、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、独自のイベントを企画立案するとともに、関係団体が行う各種イベントへの参画、各種セミナーの開催、その他行事への協力等の取り組みを一層強化します。

2 自動車関係税制に対する行動

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、「2020 自動車税制改革フォーラム街頭活動」等関係団体と連携した活動がほぼ自粛となりましたが、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載する独自活動を実施しました。

依然として自動車には多くの税金が課せられていることから令和3年度も引き続き、税制改革フォーラムや関係団体と連携して、税制大綱に明記された【「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、その課税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行う。】を

注視し、自動車関係諸税の簡素化と負担軽減を求める街頭活動や陳情行動を行います。

3 システム改修の検討と自動車会館の営繕計画

○ 車検予約システムの改修

令和4年8月にシステム改修の時期を迎えることから詳細な改修内容及び車検予約業務全体の費用対効果（収支）を見極めるとともに、業務主体である行政への業務移管を含めた検討を行います。

○ 封印管理システムの改修

国からの委託業務として登録番号標への封印業務を封印管理システムにより、封印記録を管理しています。

同システムは導入から8年が経過し、ハードウェアの著しい老朽化による故障のリスクが高くなっているため、安全、適確かつ効率化を図るため、早期改修に努めます。

○ 自動車会館の営繕計画

築40年を経過した自動車会館は、耐震補強工事を実施したものの各施設の老朽化が顕著で維持管理に苦慮する状況にあります。当面、入居団体の合意の基、高圧ケーブルの交換工事を行い、今後、経年劣化する設備の改修等について、必要性和費用対効果等を検討した修繕計画を策定して、老朽化に対応します。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、従来より関係団体や事業者等への働きかけにより普及促進に努めてきました。昨年の選択率は登録車で42%、軽自動車で29%程度となっており、右肩上がりに着実に選択率が向上し全国平均に近づいています。

しかし、OSSの進展により印紙販売の減収が顕著となりつつあることから、各種イベントやディーラーへの働きかけによる広

報活動に力を入れ、減収分を補えるよう更なる普及促進を図ります。

2 経費削減と業務能率化の推進

平成 29 年 4 月から O S S の抜本的拡大がなされ、今年で 4 年目を迎えようとしていますが、現在、登録車の新規登録で 38%程度、継続検査で 54%程度、軽自動車の継続検査で 45%程度と着実な進展を見せ、今後、軽自動車の新規届出も始まる予定となっています。

国は O S S の進捗について、令和 3 年度までに新規登録の 80%、継続検査の 70%を移行させる目標を示すとともに、令和 5 年 1 月に車検証の電子化を図ることで、O S S 利用率の向上施策を推進しています。その影響は、年々拡大しており、令和 3 年 11 月末の図柄ナンバーの交付終了も相まって更なる減収が見込まれるため、その稼働状況等を逐次見極めながら、業務の効率化や組織改編等の対策を着実に実施します。

3 その他

自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布、自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上を図ります。

第 5 その他

○ 会議所創立 70 周年記念事業

昭和 26 年 12 月、当時の運輸省から「社団法人岐阜県自動車会議所」が設立許可され、今年で創立 70 周年を迎えることに伴って記念行事等を実施します。